平成２５年（フ）第３９３３号
大阪府吹田市千里山西２丁目９番５号
債務者　大久保陽子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４４号
愛知県小牧市小牧４丁目838番地　グラン・コート小牧804号
債務者　山本　孝美
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５５号
静岡県榛原郡吉田町神戸306番地の１　ハイツサングリーンＤ―１
債務者　浦田　康久
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３５号
東京都立川市曙町３丁目14番３号コーポ浜名201号
債務者　齋藤　英子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３８号
東京都福生市大字熊川587番地９リーベスハイムタツミ105号室
債務者　藤澤　重春
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３６６号
横浜市港南区上大岡西３丁目12番38号　奈良橋荘203
債務者　森　　克彦
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８６号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目７番８号　アミュレット茅ヶ崎203号
債務者　吉田　友昭
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２１号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘34番37号
債務者　前田　忠敏
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１１号
静岡県浜松市浜北区中条638番地の３
債務者　大久保和光
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
静岡県袋井市松原1064番地の１　サンヴィレッジⅡ202号室、前住所静岡県袋井市梅山523番地の２
債務者　岩瀬由美子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
東京都八王子市越野２番地４だるま第１ビル305号
債務者　二木美砂子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５８号
相模原市南区相模台１丁目22番19号　ライズ相模台205
債務者　近藤　　翼
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７８号
静岡市葵区北安東４丁目９番10号　カテージⅡ201、旧住所静岡市葵区大岩３丁目25番30号　クレセール大岩Ｂ102号
債務者　荒尾　真樹
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９０３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　白雲寮、住民票上の住所和歌山県日高郡由良町大字吹井919番地の４
債務者　吉川　　巧
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７５８号
仙台市青葉区一番町２丁目７番12号グリーンウッド仙台一番町ビル
破産者　アルゴソリューションズ株式会社
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係